

各指定就労移行支援事業所 管理者様
各指定就労継続支援 A 型事業所 管理者様
各指定就労継続支援 B 型事業所 管理者様
各指定自立訓練（機能訓練、生活訓練、
宿泊型自立訓練）事業所 管理者様
各指定自立生活援助事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 6 報）

平素は、本市障がい者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和3年3月23日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 8 報）」が示されました。

つきましては、本市における取扱いは次のとおりとなりますので、ご確認のうえ対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、本事務連絡内容は、令和2年4月22日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 2 報）」の項目 1～3 に関連した内容となっておりますので、参考に当時の事務連絡を添付いたします。

1 令和3年4月以降の第 2 報の取扱いについて

第 2 報の項目 1 「就労継続支援事業 B 型における就労アセスメントの取扱いについて」、項目 2 「就労継続支援 A 型、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）における暫定支給決定の取扱いについて」、項目 3 「就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、自立生活援助における標準利用期間の更新及び地域移行支援の更新の取扱いについて」は、本年度限りの取扱いとします。

このため、これらについては、令和3年4月以降は、下記 2 に示した内容を除き、従来の取扱いどおりとなります。

2 就労移行支援における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新について

- ・就労移行支援については、働き方の多様化等労働市場が急速に変化していることを十分に考慮し、令和3年4月以降に就労移行支援の標準利用期間（2年間）内での支援の終了を迎える利用者が、標準利用期間を超えてさらにサービスの利用を希望する場合に、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新を可能とします。
- ・その際、「原則 1 回」とされている更新回数については、令和3年4月以降、令和3年度中は、最大1年間の範囲内で「複数回」の更新も可能としますので、更新が必要な場合は、利用期間の終了を迎える前に、区保健福祉センターに更新申請の手続きを行っていただきますようお願いいたします。
- ・ただし、更新にあたっては、従来の取扱いどおり、個別審査は必要となりますので、必要書類をそろえて、区保健福祉センターへ提出していただきますよう、お願いいたします。

（参考）提出書類

- ①訓練等給付事業の利用期間延長にかかる支援事業者意見書
- ②当初の個別支援計画（計画の見直しが行われている場合には見直し後のもの）
- ③期間延長が認められた場合の個別支援計画案

- ・既に、標準利用期間を超えて就労移行支援を利用している者のうち、3年目を終了する利用者がさらにサービスの利用を希望するときについては、それまでの支援内容や利用者の個別事情等から新たに訓練を行う必要性が認められる場合、就労移行支援の支給決定を可能しますので、該当者がおられる場合は、区保健福祉センターへご相談していただき、支給申請の手続きを行ってください。

3 その他留意事項

- ・これまで本市が発出している就労系事務連絡（第1～5報）の詳細については、本市ホームページをご確認ください (<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>)

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

Tel : 06-6208-8015

Fax : 06-6202-6962